公　告

諸　事　項

待矢場両堰土地改良区役員の退任及び就任の公告

群馬県及び栃木県の区域の一部を地区とし、群馬県太田市に事務所を有する待矢場両堰土地改良区から役員の退任及び就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項、第124条及び第136条の３の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年２月23日

関東農政局長　浅川　京子

１　退任

役職	氏名	住所
理事	木村　實	群馬県太田市新野町1216番地
〃	三田　恒夫	栃木県足利市荒金町117番地１
〃	小磯　典夫	群馬県太田市新田市町81番地
〃	牛久保榮治	群馬県太田市茂木町1006番地１
〃	大竹　一廣	群馬県太田市脇屋町624番地
〃	石井　清志	群馬県太田市安良岡町乙548番地
〃	内藤光次郎	群馬県太田市西新町31番地８
〃	寺内　吉一	群馬県館林市当郷町1960番地
〃	原田　榮次	群馬県邑楽郡邑楽町大字篠塚1648番地45
〃	内藤　龍司	群馬県館林市高根町252番地の１
〃	野口　政嘉	群馬県太田市東今泉町308番地３
〃	金井　正巳	群馬県邑楽郡大泉町北小泉一丁目10番５号
〃	尾内　孝己	群馬県太田市寺井町688番地１
〃	小林　俊三	群馬県邑楽郡邑楽町大字中野5171番地
〃	大町　精一	群馬県太田市西矢島町266番地２
監事	飯塚幸重郎	群馬県邑楽郡邑楽町大字秋妻356番地
〃	三田　忠生	栃木県足利市藤本町540番地
〃	宮﨑　金造	群馬県太田市新田村田町1771番地

２　就任

役職	氏名	住所
理事	木村　實	群馬県太田市新野町1216番地
〃	牛久保榮治	群馬県太田市茂木町1006番地１
〃	小磯　典夫	群馬県太田市新田市町81番地
〃	金井　正巳	群馬県邑楽郡大泉町北小泉一丁目10番５号
〃	大竹　一廣	群馬県太田市脇屋町624番地
〃	石井　清志	群馬県太田市安良岡町乙548番地
〃	原田　榮次	群馬県邑楽郡邑楽町大字篠塚1648番地45
〃	内藤　龍司	群馬県館林市高根町252番地の１
〃	野口　政嘉	群馬県太田市東今泉町308番地３
〃	尾内　孝己	群馬県太田市寺井町688番地１
〃	大町　精一	群馬県太田市西矢島町266番地２
〃	飯塚　初男	群馬県館林市足次町156番地
〃	野村　吉平	群馬県太田市古戸町705番地
〃	寺﨑　利治	群馬県邑楽郡邑楽町大字藤川122番地
〃	新島　芳夫	栃木県足利市新宿町甲1171番地
監事	木村　眞實	群馬県太田市鶴生田町530番地２
〃	森尻　正博	群馬県太田市台之郷町1011番地
〃	久保田千秋	群馬県邑楽郡大泉町城之内一丁目３番10号

渡良瀬川中央土地改良区連合役員の退任及び就任の公告

群馬県及び栃木県の区域の一部を地区とし、群馬県太田市に事務所を有する渡良瀬川中央土地改良区連合から役員の退任及び就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項、第124条及び第136条の３の規定に基づき公告する。

平成30年２月23日

関東農政局長　浅川　京子

１　退任

役職	氏名	住所
理事	三田　恒夫	栃木県足利市荒金町117番地１
監事	寺内　吉一	群馬県館林市当郷町1960番地

２　就任

役職	氏名	住所
理事	金井　正巳	群馬県邑楽郡大泉町北小泉一丁目10番５号
監事	尾内　孝己	群馬県太田市寺井町688番地１

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年２月23日

関東地方整備局長　泊　　宏

１　処分をした年月日　平成30年１月25日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　中川ヒューム管工業株式会社　中川喜久治　茨城県土浦市真鍋１―16―11　国土交通大臣許可（般・特―29）第1396号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成29年11月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年２月23日

関東地方整備局長　泊　　宏

１　処分をした年月日　平成30年１月25日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　エスケープラント株式会社　金子　宏行　栃木県足利市堀込町2542―10　国土交通大臣許可（般・特―25）第25202号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業及び鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可並びに機械器具設置工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成29年11月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年２月23日

関東地方整備局長　泊　　宏

１　処分をした年月日　平成30年１月25日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　芝江産業株式会社　千葉　　求　神奈川県横浜市中区不老町１―１―５　横浜東芝ビル　国土交通大臣許可（般・特―24）第22249号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気通信工事業に関する一般建設業の許可並びに電気工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成29年12月13日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年２月23日

関東地方整備局長　泊　　宏

１　処分をした年月日　平成30年１月25日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　総合ハウジングサービス株式会社　上原　　勝　東京都港区芝２―６―１　国土交通大臣許可（般・特―28）第26446号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成29年12月21日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。